

有期の育休条件は？

1年以上勤続廃止と聞く

問

有期雇用労働者が育児休業を取得するには1年以上の雇用期間が必要です。この条件が撤廃されるとのことですが、会社は無条件に育休の取得を認めるべきという結論になるのでしょうか。

労使協定で除外が可能

答

有期雇用労働者が、育児休業や介護休業の取得を申し出るためには、「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上」必要とされています（育介法5条、11条）。育児休業の取得申出にはもう1つ条件があります。子が1歳6ヵ月に達する日までに、労働契約（更新される場合には、更新後）の期間が満了することが明らかでない必要があります。介護に関しては、育児の1歳6ヵ月を、開始予定日から93日を経過する日から6ヵ月を経過する日と読み替えるイメージです。育介法の改正が予定されているところ（現在国会審議中）、引き続き1年以上雇用の条件は撤廃される予定ですが、労使協定による除外は可能です（法6条）。もう1つの「子が1歳半までの期間満了することが明らかでない」という条件も残ります。あらかじめ更新回数の上限が設定されているような場合が該当しますが、この場合でも過去の更新状況など実態をみて判断することがあります。